

ふるさと筑後市応援寄附に係る返礼品提供事業者募集要項

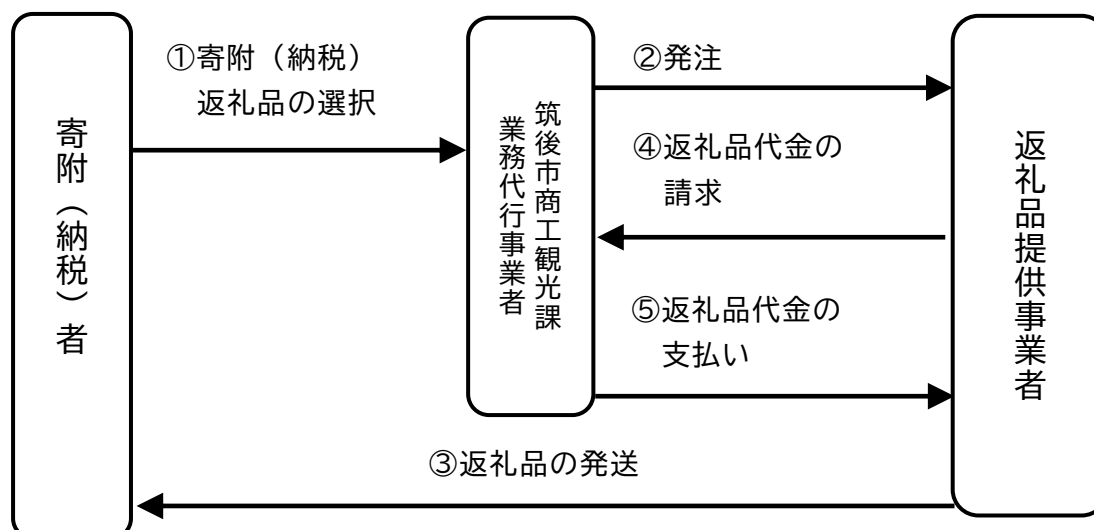
1. 目的

「ふるさと筑後市応援寄附」とは、一般的に言われる「ふるさと納税」のことです。

筑後市では「ふるさと“ちくご”に貢献したい、応援したい」という皆さんの温かい気持ちを「ふるさと筑後市応援寄附」として受け付け、寄附をしていただいた方に感謝の気持ちとして筑後市の特産品等を返礼品として進呈しています。

この制度を活用して、魅力ある多くの返礼品をとりそろえることで、筑後市の魅力発信、市内製品のPR、販路拡大など地域産業の活性化に繋がっていきたいと考え、ちくごの自慢の品を返礼品として提供していただく事業所を募集します。

2. 事業の流れ



3. 応募資格

次の各号の全てに該当する事業者であること。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを市内に有する法人、団体及び個人事業者。ただし、総務省が定める地場産品基準に該当する事業者であり、市長が特別に認めるものについてはこの限りではない。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

ただし、上記の要件に適合しても、協賛事業者として又は返礼品として市が適当でないと判断した場合は、認定できないことがあります。

4. 返礼品について

(1) 返礼品については、筑後市の魅力を発信できる商品で、次の項目に該当するもの。(平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条各号)

1. 筑後市内において生産されたもの。
2. 筑後市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
3. 筑後市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

イ 食肉の熟成又は玄米の精白

福岡県内において生産されたものを原材料とするもの

ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程

当該製品の製造事業者により、当該製品の価値の過半が筑後市内で生じている旨の証明がなされたもの

4. 筑後市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）。
5. 筑後市の広報の目的で生産された筑後市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの。
6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の 7 割以上であるもの。
7. 筑後市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が筑後市に相当程度関連性のあるもの。

7の2. 筑後市内に所在する宿泊施設であって、福岡県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、福岡県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7の3. 筑後市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するもの。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり 5 万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供される

ものに限る。)

7の4. 筑後市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

- イ 筑後市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの。

※返礼品として市が適当でないとは判断した場合は、認定しないことがあります。

(2) 品質及び数量

- ① 数量限定や季節限定の商品も対象とするが、想定する範囲において安定供給を見込むことができ、速やかに発送できるもの。
- ② 飲食物の場合は、商品到着後5日程度の賞味期限が保障されているもの。
(商品到着日時を指定される場合もある。)

5. 個人情報の保護

提供事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては筑後市個人情報の保護に関する法律施行条例並びに関係法令を遵守すること。

※返礼品の発送のために、寄付者又は返礼品の受取人の氏名・住所等をお知らせすることになりますが、個人情報の取扱いについては「筑後市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、提供した情報は返礼品発送以外の目的に利用することや第三者へ提供することはできません。(返礼品発送後のダイレクトメールの送付はできません。)

※返礼品の発送に際しては、事業者作成のパンフレット等を返礼品に同梱することができます。寄付者等から事業者への商品申込み等により入手された個人情報は対象外です。

6. 返礼品提供のメリット

返礼品提供事業者においては、以下のメリットが見込まれます。

(1) 返礼品や企業名を市がPR

市がパンフレット等を作成し、随時、希望者へ提供するほか、市のホームページや

民間のポータルサイトへ掲載することにより、広く市外・県外の方へ商品の PR ができます。

また、TV・雑誌等その他取材の要請に応じて商品情報の提供を行います。

(2) 商品の販路拡大

返礼品発送時に事業者のパンフレットを同梱することで、商品の販路拡大につながる可能性があります。

7. 返礼品発送及び代金の支払い

(1) 返礼品の発送

提供事業者の責任において確実に発送してください。発送方法は登録を希望するポータルサイトにより異なりますので、詳細はお問合せください。

(2) 返礼品代金の支払い

登録を希望するポータルサイトにより異なりますので、お問合せください。

8. 苦情等への対応

返礼品の品質や配送状況に関して返礼品提供事業者へ寄付者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めること。返礼品の品質、初期不良及び規格相違等により再送等の必要が生じた場合は、事業者の負担において対応し、対応結果については筑後市商工観光課に報告すること。

なお、事業者に瑕疵がない場合は、別途協議の上、対応するものとする。

9. 届出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに筑後市へ届けなければならない。

- (1) 納品に遅延が生じるおそれがあるとき。
- (2) 販売中止または販売終了になるおそれが生じたとき。
- (3) 品質に対する問題やクレームがあったとき。
- (4) 配送過程で事故が生じたとき。
- (5) 申込時の内容が変更になるおそれが生じたとき。

10. 提出書類

参加申込及び返礼品の提案については以下の書類を提出すること。

返礼品が複数となる場合は、(4)、(5)、(6)の書類を返礼品毎に作成すること。

- (1) ふるさと筑後市応援寄附に係る返礼品提供事業者申込書
- (2) ふるさと筑後市応援寄附返礼品提供事業者申請書調書
- (3) 事業者登録シート
- (4) 返礼品申請シート
- (5) 返礼品登録シート
- (6) 返礼品の画像データ

採用を決定した返礼品は各種「ふるさと納税ポータルサイト」、市作成のパンフレ

ット等に掲載します。

また、「ふるさと筑後市応援寄附金制度」の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがあります。

- (7) 3. 応募資格(2)により、市外事業者が申し込む場合は、これに加えて国税及び(都道府)県税の滞納がないことの証明

※書類は筑後市商工観光課でお受け取りいただくか、市のホームページからダウンロードして下さい。

※返礼品が多数となる場合は制限させていただくこともあります。

- (8) 登録する返礼品に届出が必要な場合は、その写し

(例：営業許可や届出書等)

1 1. 応募受付期間

随時募集しています。

1 2. 申込み先及び提出方法

- (1) 持参の場合

受付場所 筑後市 建設経済部 商工観光課(南第2別館)

受付時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

- (2) 郵送による場合

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

筑後市建設経済部商工観光課 ふるさと担当担当 宛

(画像データはメール送信でも可)

1 3. 事業者の決定

申込内容をもとに(さらなる情報提供等を求めることもある)総合的に審査を行ったうえで提供事業者を決定する。

1 4. 必要寄附額の設定

返礼品に対する必要寄附額については、下記総務省の基準に従い市が設定するものとする。

- (1) 返礼品の商品価格(税込)が寄附額の3割を超えないこと。

- (2) 寄附金の募集に要する費用の額の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超えないこと。

1 5. 提供事業者決定の取消し及び返礼品取り扱いの中止について

下記のいずれかに該当するときは提供事業者決定の取消し及び返礼品取り扱いを中止する。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合

- (2) 市に損害を及ぼす行為があった場合

- (3) 提供事業所として決定した事業者又は商品が応募要件に適合しなくなった場合
(4) 返礼品の品質などに関する苦情等が多い場合で、改善されなかったとき。

16. お問い合わせ先

○ふるさと納税全般に関すること

筑後市建設経済部商工観光課

TEL：0942-65-7024

FAX：0942-53-4234

E-mail：furusato-26310@city.chikugo.lg.jp

○返礼品の登録等に関すること

株式会社サイバーレコードふるさと納税事業部営業課

TEL：096-288-6344

E-mail：support.chikugo@cyber-records.co.jp